

環水大水発第 1906212 号  
令和元年 6 月 21 日

都道府県知事  
水質汚濁防止法政令市長 } 殿

環境省水・大気環境局長  
(公印省略)

ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直しについて

ほう素及びその化合物（以下「ほう素」という。）、ふつ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下「硝酸性窒素等」という。）については、排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 13 年環境省令第 21 号。以下「省令」という。）附則第 2 項において暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）を設定しているが、その適用期間が令和元年 6 月 30 日に終了することとなる。

現行の暫定排水基準の対象業種（12 業種）のうち、11 業種については、現時点における各業種の排水濃度の実態及び適用可能な処理技術等に照らし、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 1 条に規定する排水基準（以下「一般排水基準」という。）への対応の可否を確認した上で、一部の基準値を強化して、令和 4 年 6 月 30 日まで更に 3 年間、暫定排水基準の適用期間を延長することとした。このため、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和元年環境省令第 1 号。以下「改正省令」という。）を令和元年 6 月 20 日に公布し、同年 7 月 1 日から施行することとしたものである。

その実施に当たっては、下記の事項に留意の上、改正省令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1 措置の内容

暫定排水基準が適用されていた 12 業種のうち、4 業種については暫定排水基準

を強化して延長、6業種については現行の暫定排水基準のまま延長した。また、ほう素及び硝酸性窒素等の暫定排水基準が適用されていた1業種（貴金属製造・再生業）については、ほう素については一般排水基準に移行し、硝酸性窒素等については暫定排水基準を強化して延長した。1業種（うわ薬製造業）については一般排水基準に移行した。延長後の適用期間は全業種、令和4年6月30日までである。

## 2 暫定排水基準が適用される特定事業場について

改正省令の施行に当たっては、暫定排水基準が適用される特定事業場の取扱いについて以下の事項に十分留意されたい。

(1) 「温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。））」（以下「自然湧出温泉」という。）とは、温泉法（昭和23年法律第125号）第2条に定める温泉であって地下に存在する温泉水を掘削や動力装置等によって人為的にくみ出していないものを指し、いわゆる自噴温泉であっても、掘削自噴温泉は自然湧出温泉に含まれないものとする。したがって、温泉法第3条第1項（土地の掘削の許可）及び同法第11条第1項（増掘又は動力の装置の許可等）の許可状況を確認し、いずれの許可も要しない温泉が自然湧出温泉であると考えられる。温泉法施行以前の掘削や動力装置の設置の有無については、温泉法の許可状況のみでは確認できないが、温泉台帳等で情報収集できるものもあるため、必要に応じて当該情報を確認することとされたい。

なお、旅館業に係る暫定排水基準の適用については、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の円滑な施行を図るため、同法担当部局は温泉担当部局と十分に連携されたい。

(2) いわゆる共同処理場（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第74号の施設を有する事業場）については、その処理する水を排出する特定事業場の属する業種その他の区分に属するものとみなして、暫定排水基準を適用することとしている（改正省令による改正後の省令附則第3項）。

(3) 暫定排水基準が適用される特定事業場が同時に複数の業種その他の区分に属する場合には、当該業種その他の区分に係る排水基準のうち最大の許容限度のものを適用することとしている（改正省令による改正後の省令附則別表備考1）。

## 3 関係者に対する指導について

改正省令による改正後の省令附則別表の暫定排水基準が適用される特定事業場については、改正省令の施行の日から3年後に一般排水基準に対応すること等ができるよう、必要な指導等をお願いする。

ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準

○ほう素及びその化合物（単位：ほう素の量に関して、mg/L）

業種その他の区分	現行 (H28. 7. 1 ～R 1. 6. 30)	見直し後 (R 1. 7. 1 ～R 4. 6. 30)	(参考) 一般排水基準
電気めつき業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	30	30	
ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	40	40	
うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	40	暫定排水基準を廃止し、一般排水基準へ移行	
貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	40	暫定排水基準を廃止し、一般排水基準へ移行	海域以外の公共用水域に排出されるもの 10
下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）	50	50	海域に排出されるもの 230
金属鉱業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	100	100	
うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	140	暫定排水基準を廃止し、一般排水基準へ移行	
旅館業（温泉を利用するものに限る。）	500	500	

※ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\Sigma C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において、C<sub>i</sub>、Q<sub>i</sub>及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

C<sub>i</sub> 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値（単位 ほう素の量に関して、1リットルにつき

ミリグラム)

- Q i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位 1日につき立方メートル）
- Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位 1日につき立方メートル）

○ふつ素及びその化合物（単位：ふつ素の量に関して、mg/L）

業種その他の区分	現 行 (H28. 7. 1 ～R1.6.30)	見直し後 (R1.7.1 ～R4.6.30)	(参考) 一般排水基準
ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	12	12	
うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	12	暫定排水基準を廃止し、一般排水基準へ移行	
電気めつき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	15	15	
旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかつた温泉を利用するものであつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	15	15	海域以外の公共用水域に排出されるもの 8
旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであつて一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30	30	海域に排出されるもの 15
電気めつき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）	40	40	
旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	50	50	

○アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

(単位:アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、mg/L)

業種その他の区分	現 行 (H28. 7. 1 ～R1. 6. 30)	見直し後 (R1. 7. 1 ～R4. 6. 30)	(参考) 一般排水基準
下水道業（下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第24条の2第1項第1号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。）	130	130	
酸化コバルト製造業	160	120	
畜産農業	600	500	100
ジルコニウム化合物製造業	700	600	
モリブデン化合物製造業	1,500	1,400	
バナジウム化合物製造業	1,650	1,650	
貴金属製造・再生業	2,900	2,800	